

令和4年10月24日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和4年10月24日(月)  
午後3時00分開会  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 協議事件
  - (1) 第6回及び第7回用地選定委員会の結果について
  - (2) これまで実施した先進地視察の実績報告について
  - (3) 未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口の提案状況について
- 3 閉 会

~~~~~

出席者(7名)

委員長	中田	利幸	副委員長	山本	芳昭
委員	奥岩	浩基	委員	森岡	俊夫
委員	景山	浩	委員	勝部	俊徳
委員	三好	晋也			

~~~~~

## 欠席者(1名)

委員 渡辺 穰爾

~~~~~

説明のため出席した者

副管理者 米子市副市長	伊澤 勇人	事務局長	三上 洋
事務局ごみ処理施設整備課長	生田 公志	事務局ごみ処理施設整備課 長補佐	遠藤 史章
事務局ごみ処理施設整備課 長補佐	加藤 公教		

~~~~~

## 議 会 担 当 職 員

書 記 長            近 藤            隆            書            記            板 井   寛 典

~~~~~

1 開 会

(午後3時00分 開会)

○**中田委員長** それでは、これよりごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

まず、欠席委員でございますが、渡辺委員より欠席の連絡がありましたので、御報告を申し上げます。

本日は、協議事件が3件ございますので、これらにつきまして当局から説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

~~~~~

### 2   協 議 事 件

○**中田委員長** 早速でございますが、日程2の協議事件に入ります。

まず、当局からの説明を受け、その後に質問を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、第6回及び第7回用地選定委員会の結果についてを議題といたします。当局からの説明をお願いします。生田ごみ処理施設整備課長。

○**生田ごみ処理施設整備課長** それでは、第6回と第7回の用地選定委員会の結果につきまして御説明を申し上げます。資料のほうは、資料の1を御覧ください。構成市町村から報告を受けました調査対象地につきまして、第6回と第7回の用地選定委員会を開催いたしまして、あらかじめ定めた候補地評価基準に基づきまして、中間処理施設と最終処分場の一次評価と二次評価を行っております。この結果、上位の評価点に大きな差はございませんでした。このことから、中間処理施設と最終処分場ともに上位の2か所が最終候補地調査の対象となっております。

大きな1番の、一次評価と二次評価の結果でございますが、①番が中間処理施設でございます。左側が点数が高かった調査対象地でございます。下に、最終候補地調査の対象となったところは丸をつけております。中間処理施設につきましては、米子市の尾高・日下と米子市彦名町の2か所が最終候補地調査の対象でございます。続きまして、②の最終処分場でございますが、これは中間処理施設からの距離によって運搬費が異なりますので、アとイの

場合分けをして、それぞれ評価をしております。評価をしました結果は、いずれも点数の高い順は同じ結果となっております。米子市の新山・陰田町と米子市尾高・日下の2か所が最終処分場として最終候補地調査の対象となっておりますという状況でございます。

ペーパーをおはぐりいただきまして、大きな2番の用地選定委員会の主な意見でございます。上の(1)番、第6回、9月28日に開催しました用地選定委員会では、(1)番として、中間処理施設の工事費の経済性の評価について委員から御意見がっております。これは地盤によって基礎工事の内容が変わりますので、これを経済比較の中に入れるべきではないかというような御意見でございました。これにつきましては、最終評価において整理したいと考えるという形で整理を行っております。続いて、(2)番の施設の防災機能を考慮した用地選定の考え方についてであります。これにつきましては、中間処理施設の避難所としての活用策などにつきましては、地理的な状況ですとか道路状況を踏まえまして、利用目的が達成できる場所での施設の整備を検討すべきではないかという御意見がございまして、これに対しましては、施設の多面的な活用策につきましては、地元住民の皆様としっかりとお話をさせていただきたいとお答えをしておりますし、当局の考えといたしましては、人口重心に近いほうがごみ処理施設としても様々な機能を使っていただく上でも効率がよいと考えているというようなお答えをしております。続きまして、(3)番の貴重種と埋蔵文化財の調査についてでございます。これは一次評価を行った中で、特定の貴重種が生息する可能性がある調査対象地があるということが分かっておりまして、環境アセスの項目を想定して貴重種の生息調査を最終調査の項目に入れるべきではないかという御意見、また、埋蔵文化財の包蔵地である候補地につきましては、調査期間を考慮したスケジュールを確認する必要があるのではないかという御意見がございました。これに対しまして、貴重種の生息状況につきましては、調査を実施する方向で検討するとお答えをしております。また、埋蔵文化財の調査につきましては、様々な状況が考えられますので、どのような調査ができるのかを検討するというようなことで御回答しております。

続きまして、下の(2)番の第7回の選定委員会でございます。第7回は、最終候補地調査の対象地をどのようにするのかということが議論の中心でございました。これにつきましては、評価点は積み上げであり意味がありますが、1位と2位の差が僅差でありまして、現段階で1つに絞り込むことは対外的な説明が難しいのではないかと。最終候補地調査を行って総合的に判断すべきであるという御意見がございました。また、基本構想に「最終処分場は極力隣接地の設置が望ましい」とありますが、これを考慮する必要はないかという御意見がございました。これについては委員の中のやり取りで、条件が同じであれば近隣や隣接地が効果的であります。インフラ整備費や施設整備費などを総合的に勘案すると、場所が離れていても合理的であるならば、これにこだわる必要はないのではないかとというようなやり取りがございました。このような意見のやり取りの結果、審議の結果としましては、中間処理施設も最終処分場も上位2つが最終候補地の調査の対象となっております。

ページをおはぐりいただきまして、大きな3番でございます。最終候補地調査の内容でございます。(2)番の調査の内容、下に表をつけております。こちらで説明をさせていただきます。

ます。表は上段が中間処理施設、下段が最終処分場でございます。調査の対象地はそれぞれ記載のとおりであります。候補地の確認調査といたしましては、これは米子市の尾高・日下になりますが、貴重種、これは具体的にはクマタカでございますが、これの生息の可能性があると目撃情報がございますので、こちらの調査を実施するというものでございます。続きまして、環境影響予測等の予備調査でございます。これにつきましては、記載の（１）から（４）までの調査を全ての地点で実施をいたします。続きまして、施設の特性に応じた現地調査でございます。中間処理施設は風向・風速の調査と交通量の調査を行います。最終処分場につきましては、風向・風速、それから河川の流量、そして井戸の状況の調査を行います。尾高・日下につきましては、近隣に米子市水道局の水源がございますので、地下水の流向調査を実施する考えでございます。調査内容と調査期間は一番右側に書いてございますが、調査期間が、一番下の地下水の調査がおよそ２か月程度必要という想定で今、作業を進めておるところでございます。

ページをおはぐりください。大きな４番の今後のスケジュールでございます。用地選定委員会の開催回数が今年度予定が３回でしたが、前々回、７月の会議で予定を５回に変更しております。この回数が増、そして最終候補地調査の箇所数、これが最初は１箇所の想定でありましたが、先ほど説明をしましており複数箇所の実施であります。そして、さらに現地調査も実施をするということになりまして、１１月の組合議会の定例会で補正予算をお願いする予定としております。そして、その議決後に最終候補地調査を実施しまして、候補地を決定するという予定でございます。このため、用地選定委員会における候補地の決定は、年が明けて令和５年の３月末頃となる見込みでございます。下の表ですが、現在は第７回の用地選定委員会までが終了しております。破線で囲っております最終候補地調査の期間が１２月から１月までを想定しております。その後、調査結果をまとめまして、第８回の用地選定委員会は２月の中旬頃を予定しております。そして第９回、最後の用地選定委員会の予定ですが、これが令和５年の３月の終わり頃になるのではないかという想定でございます。

５ページ以降は、参考といたしまして一次評価と二次評価の詳細を掲載しております。各評価項目の基本評価項目になりますが、これの評価点を掲載しております。これにつきましては詳細説明は割愛させていただきます。簡単ですが、資料の説明は以上でございます。

**○中田委員長** 当局から説明がございましたが、委員の皆様から質問等ありましたらお願いいたします。

**○景山委員** はい。

**○中田委員長** 景山委員。

**○景山委員** 説明の冒頭で、特に最終処分場のほうです。中間処理施設の場所によって経済性が変わってくるという御説明がございましたが、②の最終処分場の２つを見ますと、新山・陰田町と尾高・日下は中間処理施設の場所に関わらず同じ点数になっていますよね。多分、冒頭言われた場所によってというのは経済性の部分だと思うんですけども、それがどういうふうに反映されて点数に差がなかったのかっていうのは、どういった中身だったのでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 ただいまの御質問ですが、1 ページ目の②の最終処分場のアの中間処理施設が米子市尾高・日下の場合と、イの中間処理施設が米子市彦名町の場合でございます。結果としまして、総合評価点あるいは二次評価の点数は、いずれの中間処理施設とも同じ結果にはなっておりますが、おっしゃるとおり経済性の比較のところは少し違うんですけれども、最終処分場といいますのは、車両の運搬台数が1日に多くても10台程度でありまして、距離が相当離れていないとなかなかこの数字が反映されてこないということになります。で、この経済性の比較の中ではインフラ整備ですとか、そういうような少し額の大きいものも併せて比較をいたしておりますので、その運搬するコストがあまり大きな割合を占めなかったということで、大きな違いにはなっておりません。ただ、それよりも少し点数が低いほうの候補地を見ていただきますと、若干1点ぐらい違うところが出ております。こういうところも少しだけその数字が差としては現れているというような形でございます。

○景山委員 はい。

○中田委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。森岡委員。

○森岡委員 二次評価の評価項目のことですが、事業実効性、経済性というふうに表示はあるんですが、具体的にはどのようなことを指し示しているんでしょう。また、それが各地域によってどういう点数を評価として与えているのか、その内容についてお示しいただければと思います。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 まず、二次評価におきます評価の項目の内容でございます。事業実効性につきましては、区分が用地取得、それから物件移転、建設期間の3つの区分でございまして、評価の項目といたしましては、用地取得が土地の取得性、地権者数、それから抵当権等の設定、未登記地の状況の評価しております。物件の移転につきましては、支障物があるのかないかの有無でございまして、そして建設期間につきましては、土木工事の数量等によりまして工期が間に合うのかどうか、こういった内容が事業の実効性でございまして、内容につきましては少し非公表でございまして、詳細までは申し上げられませんが、土地の取得性につきましては、民有地なのか公有地なのか、そういったことを調査しておりますし、それから登記などを調べまして、施設の配置案の中で地権者の方が何人いらっしゃるのかということも数えております。また、登記のほうを入手いたしまして、抵当権の設定があるのか、それから未登記の土地があるのか、こういったことを調査しております。支障物につきましては、図面あるいは現地の方で確認をしております。建設スケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、土木工事の数量によりまして必要となる期間を算出して評価をしていくということになっております。答弁は以上です。

○森岡委員 経済性は。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 失礼しました。経済性につきましては、インフラ整備費、それから施設の整備費、これは用地の造成費になっております。そして、これに加えまして収集

運搬費、これらの合計が一番経済性のいいところを40点満点で40点としておりまして、そこから比率の計算で、他の候補調査地は点数をつけております。以上です。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 前回も言ったんですけど、一次評価については、これは西部広域のほうで評価したものを選定委員会で指し示したと。二次評価についても同様な形での評価につながっているんですか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 あらかじめ決めていただきました候補地の評価基準というのがございまして、この中で例えば土地の取得性でありますと、民有地なのか公有地なのかということは私どものほうで調べさせていただきまして、その調べた結果を選定委員会の中で御覧いただいて、確認をさせていただいているということでもあります。地権者、それから登記等の状況につきましても私どものほうで調査をして、法務局のほうで登記等を入手しまして、確認をした結果を選定委員会のほうでも御確認をいただく、そういった形で進めさせていただいております。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 いずれにしても、この西部広域の内部で評価したものなので、一次評価、二次評価、それから最終的に評価されたものに対して、今までのように非公開にするのか、公表するのかっていうのをね、ここにおられる皆さんがお金を出し合うわけですから、本当にそれがきちんとした評価をされているかどうかというのは、この議会の中で指し示されて初めて我々が、いいですよ、悪いですよ、っていう判断ができる問題じゃないかと思っているんです。ただ、用地選定委員会がここで決めましたから、ここでいきますと。ただ、評価の中身は分かりませんよっていう話では我々持ち帰れないんですよ。ですからその辺をつまびらかにすること、大きな問題が後々出てくるような気がします。だから、早い段階で私はこういう形で二次評価はこういう評価をしましたというものを出したほうがいいのかなっていうふうには思うんですが、そういった考えはないのでしょうか。

○伊澤副管理者 委員長。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 森岡委員さんからの御指摘は受け止めたいとは思いますが、ただ、以前もお答えしたような気もするんですけど、いわゆる附属機関としての用地選定委員会を議会の条例設置でお願いしているわけでありまして、いわゆる自主性といいますか、自立性というのはですね、一定程度これはあるものだと、このように考えております。これは任意設置ではございませんので、この議会でお認めいただいた機関ということでもあります。したがって、審議の途中で割って入るといったようなことはですね、控えなければならないと、私はそう思います。ただ、その審議の結果についてはですね、可能な部分については最大限、これは最終結果も含めて公表させていただくということは必要だろうと、このように以前もお答えしたと思います。その考えは今でも変わっておりませんので、そのようにさせていただければと思います。以上です。



○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 委員会の自立性をですね、否定するものではないんです。ですから、委員会が本当に自立しているということであれば、委員会の用地選定委員の方々が評価された点数がこうなりましたということに対してはいろんな意見があるでしょうし、それを公表しろとは言わないんです。ただ、先般も申し上げましたけども、一次評価、二次評価については、あくまでも西部広域の内部の評価を選定委員の方々がどう見たかっていうことだけの報告なんです。ですから、それを用地選定委員会が自立しているというふうに言えるのかどうか、なかなかそこは難しいと思うんです。ただ、指し示されたものもいいですよと言うだけなのか、そうではなくて自立している委員会がきちんと自分たちの評価基準に合わせて配点して、採点して評価したものが挙げられているのか、これは大きな違いが私はあると思いますけど。それについては、ほかの委員さんがどういうふうに考えておられるか分かりませんが、非常に大きな問題ではないかなというふうに思っております。

○伊澤副管理者 委員長。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 あらかじめ用地選定委員会で御議論いただいて、お決めいただいた評価方法等についても、既にこの特別委員会でも御報告しているとおりでありまして、その内容を御覧いただければ恐らくお分かりいただけると思うんですけど、何て言いましょうか、具体的な事実とか数量以外ですね、人が判断する部分っていうのは、そんなになんというふうに思っています、つまり、先ほど御報告しましたけど、土地の所有関係がどうで、何筆あって、その中に何ほ例えば抵当権があるとか、あるいは未登記の土地があるとかっていうことは、これは事実であって、それがその評価委員会の評価でその事実の判断が変わるということは基本的にないというふうに思っています。もちろん調査の中で誤りとかがあれば、その数量が違うということがひょっとしたらあるかもしれませんが、それは事前段階で事務局のほうが外部の業者も使って調査をして、その調査結果を出して、それを確認していただいていると。もし疑問等があれば、そこで精査していただけるということであって、いわゆる、どこがいい、悪いということについて、数量等に基づかない、事実関係に基づかない評価というのが存在しているわけではないというふうに思います。したがって、途中段階で可能なものについてはこういう形で御報告しているわけでありまして、最終的な答申といいましょうか、諮問したものについて答申を受ける、その答申内容について委員会が公表できる部分は判断されて公表される。もちろんそれは、あえて言いますと西部広域行政管理組合の最終決定ではないわけでありまして、その内容について、もし疑義等がある、あるいはさらに詳細を探求すべき部分があるということであれば、そこから先の部分で議会では御議論いただければなど、このように私は考えています。以上です。

○中田委員長 よろしいですか。森岡委員。

○森岡委員 いずれにしても、この事業のお尻はもう決まっているわけですから、それがですね、途中で内容が変わったことによってお尻がずれたりとか、そういったことがあってはならないと思っています。ただ、そのためには、私は一番最初が大事じゃないかなって

うふうに思うんです。この辺を中途半端にしてしまうと、例えば第一候補、第二候補があって、作るべきものの大きさや具合によってはそれがずれ込む可能性もあるし、それから、まずちょっと私が一番評価してほしいなっていうところが評価されていなくてですね。というのは、昨年7月に熱海で土砂崩れがあったじゃないですか。土石流の。思いもよらない雨が降って、ああやって埋め立てたものが、民家になだれ落ちている、犠牲者も出ているというような危険災害が伴うことに対する評価っていうんですか、そういったものは私はこの一次評価、二次評価の中では非常に薄いような気がしてならないんですね。ですから、やっぱりその辺もね、用地選定委員のほうで、委員会ですっきりと御議論いただくような形をお願いできればなあというふうに思っております。

○**中田委員長** 生田ごみ処理施設整備課長。

○**生田ごみ処理施設整備課長** 防災性に関しましての御意見、あるいは御質問かと思いますが、一次評価の段階で、防災性の中で土砂災害それから水害、それから地震災害、これらにつきましては評価をしております。また、最初に私どもが考えました調査対象地の中央辺りで配置案を最初に考えておりますが、このことにつきましては、先ほど森岡委員のほうから言われましたとおり、熱海の災害、これを踏まえた土木工事の数量、盛り土や切土、これを少なくしなければ災害の危険性が高いんだというところ、こういうふうなやり取りがあって、施設の追加の配置案を出させていただいた、そういう経緯がございますので、そのあたりもしっかりと御審議いただいているものと考えております。以上です。

○**中田委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

○**勝部委員** はい、委員長。

○**中田委員長** 勝部委員。

○**勝部委員** ちょっとまず2点ほど先に伺いたいと思います。

まず1点は、5ページのほうをお開きいただきたいと思いますが、5ページの表の読み方なんです、上から2つ太枠がありますよね、上から2つ。この場合、いわゆる自然環境と文化財がありますけれども、この評価点の理解の仕方ですが、いわゆる160点分の自然環境・文化財については、30点満点で28点が尾高も彦名町も両方そういうことだという、比較的文化的についてはそう大した問題でないというふうに理解していいのか、まずこれが1点。まず、その表の読み方を聞きたいと思いますが、いかがですか。なぜそういうことを言いますかという、文化財調査っていうのは、これも県の指定範囲、市の指定範囲があると思いますんで、それは散布地も指定してあるわけですよ。その点は選定委員会の中でも、文化財の埋蔵文化地の指定値の図面とかを確認して審議されたのかどうか、その点も併せて2点伺いたいと思います。

○**中田委員長** 生田ごみ処理施設整備課長。

○**生田ごみ処理施設整備課長** 自然環境と文化財の評価についてでございますが、この内容につきましては、貴重種の生息環境、そして自然環境の規制、そして文化財の有無、そして景観、これらが対象の項目となっております、内容といたしましては、鳥獣保護区の指定の有無、それから特定希少野生動植物の有無、自然保全地域、それと史跡名勝・天然記念物

の有無、埋蔵文化財の有無、景観形成重点区域の指定があるかないか、こういったことを評価項目として評価をしております。これらにつきましては全て指定区域の図面、これを確認していただいております。

○勝部委員 委員長。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 そこで、この点が不思議だと思うのは、まあ28点、自然環境とかいろいろあるんでしょうけれども、こと文化財だけを捉えれば日下のほうが点数が多分低くなって、彦名町のほうは点数が、あ、ごめんなさい、点数が高くなって、日下のほうは点数が文化財に関してだけいけば高くなるというふうに私は思うんですけど。同じ評価点がつくってというのはちょっと疑問に感じるんだけど、その内容は分かんないんですけど、文化財をちょっと軽く見られているってことはありませんか。文化財が物によってはかなり、試掘から始まって本掘に始まって、文部科学省の補助金の申請から始まって、調査員が鳥取県は何ぼですかね。副管理者は御存知だと思いますけど、文化財は多分調査員が鳥取県は1,500平米ぐらいしか、1年間の基準量の指定しか持っていないと思うんですけど、鳥根県は多分1,000平米ぐらいだと思うんですけど、ただ、調査期間の問題も出てくるので、この文化財の扱いを結構慎重に御審議いただいているというふうに認識していいでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 ただいま質問がございました2つの調査地点につきましては、施設の配置案の中はいずれも埋蔵文化財の包蔵地ではないということは確認をしております。

○勝部委員 散布地ではない。

○生田ごみ処理施設整備課長 埋蔵文化財の包蔵地ではないということを図面で確認していただいております。

○勝部委員 指定にはなっていないということですね。

○生田ごみ処理施設整備課長 はい。

○勝部委員 分かりました。それで、その文章としては。委員長ごめんなさい。委員長。

○中田委員長 はい、勝部委員。

○勝部委員 2ページにいきますと、2ページの(3)がありますよね。(3)が埋蔵文化財の話も出ていると思うんですけども、この包蔵地である候補地については、少なくとも調査のスケジュール確認が必要ではないかということなんですけれども、これは、この質問自体がじゃあ意味がないということですか。散布地ではないということだったら、この質問が審議会の中でもともと出てこない話になるんじゃないの。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 埋蔵文化財の包蔵地につきましては、一部の調査対象地が埋蔵文化財包蔵地の敷地の一部にかかっている、そういうところがございます。

○勝部委員 委員長。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 大した面積ではないというふうに理解すればいいんですね。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 大した面積かどうかまではちょっとお答えできませんけれども、御心配をいただいております日下ではない、そういうところで、その場所が一部埋蔵文化財の包蔵地と施設の配置案の少しかかっているところはございます。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 分かりました。一応検討されているということで理解していいということですね。それともう1点だけ。委員長、お願いします。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 3ページお願いします。3ページの中ほどの欄の(3)がありまして、水質というのがありますよね。いわゆる公共水域に放流という話なんですけども、これは考え方一つ、前にも説明があったように、例えばシールド工法の覆蓋施設の最終処分場で処理水をして、処理水のいわゆる流量を少なくして下水とかにぶち込むというふうな考え方は全然この中では入っていないということいいんですか、この書き方だと。覆蓋施設は考え方に入っていないという理解で、計画は今進めているってこといいんですか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 最終処分場の形式がオープンとクローズと2つ大きく分けてございますが、これにつきましては、現在どちらにするのかということは今後の検討としておりますので、可能性としては両方ございます。この水質の公共水域の放流も、それを決定しているものではございません。先ほど御質問の中に下水道の放流のお話もございましたが、これも視野には入っておりますが決定事項ではございませんので、周辺の河川の状況を調べて明らかにしておくというための調査でございます。

○勝部委員 委員長。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 いわゆる、その辺は臨機応変にまた話は進めていくということで承っていいということですね。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 今後、施設の整備内容につきましては、構成市町村の皆さんと協議しながら詰めていきたいと考えております。

○勝部委員 はい、委員長。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 以上で終わります。

○中田委員長 ほかにございませんか。ないようですので、次に進めさせていただきたいと思えます。

次に、(2) これまで実施した先進地視察の実績報告についてを議題といたします。当局からの説明をお願いします。生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 それでは、当局が実施いたしました先進地視察の状況の報告をさせていただきます。資料は、資料2を御覧ください。

まず、大きな1番でございますが、京都市南部クリーンセンターでございます。立地の状況でございますが、下のほうに航空写真を添付しております。施設の周辺は工場の集積地となっておりまして、京都市のごみ処理施設や下水道の施設が立地をしているという環境でございます。施設の概要といたしまして、処理能力が1日当たり500トン、ストーカ炉で発電をされております。これ以外にバイオガスの施設がございまして、日量60トンで処理をされております。これはバイオガスを利用した発電の設備も備えていらっしゃるという状況であります。施設の特徴といたしましては先ほど申し上げましたとおり、焼却の処理とバイオガスの処理に工場の中で振り分けをしまして、バイオガス化によりまして再生可能エネルギーによる発電を実施されており、脱炭素化を図っていらっしゃるというものでございます。バイオガスの発酵残渣につきましては、焼却施設で処理をされておられます。資源化の対象物としましては、缶・びん・ペットボトルなどがございます。なお、京都市におかれましては、不燃ごみというものはございまして、缶・びん・ペットボトル・プラスチック・金属類・小型家電などに分別をされておられます。施設の写真は掲載しておりますとおりでございます。右下に環境学習施設の写真をつけておりますが、こちらのほうは、かなり環境学習に力を入れられた施設でございます。

1枚おはぐりいただきまして、2ページでございます。同じく京都府の城南衛生管理組合のクリーンパーク折居でございます。写真に掲載のとおり周辺は山林と、それから運動公園が近くでございます。こちらは旧施設の建て替えでございます。施設の概要といたしましては、処理能力が日量115トン、こちらもストーカ炉で発電でございます。そして沢中継場というものもございます。1時間当たり32トンでございます。沢中継場につきましては、このページの右下に写真を掲載しております。コンパクト・コンテナ方式といたしまして、運ばれてきたごみをコンテナの中に小さく詰め込むというような中継の方法であります。大きな特徴といたしましては、煙突の上部が膜の構造を採用されておられまして、グッドデザイン賞も受賞されておられます。煙突の状況につきましては、ページの左下の写真、煙突の上のほうは少し色が変わっておるかと思いますが、こちらのほうで軽量化ですとか、それから光触媒で排ガスの処理というような特徴でございます。

おはぐりいただきまして、3ページでございます。3ページは今治市クリーンセンターでございます。立地環境といたしましては、住宅地や農地が近隣でございます。よそで用地交渉されておられましたが、これが不調となりまして、旧施設の隣接地に整備をされておられます。施設概要でございますが、処理能力は1日当たり174トン、こちらもストーカ炉で発電をされておられます。リサイクルセンターを町内で一緒に整備をされておられまして、プラスチック製容器包装もリサイクルを対応ということでもあります。施設の特徴といたしましては、今治市の防災拠点となっております。避難所機能320人分の機能を備えていらっしゃるほか、マンホールトイレや備蓄品なども施設の中に付帯で入っているということもございます。外観写真、下のほうを御覧ください。屋根の形状を工夫されまして、外観デザインに気を遣っていらっしゃるということでもあります。施設の周辺も整備をされておられますし、防災施設、避難所のほうは、右下の写真のとおり少し体育館のような形で整備を

されておられます。

ページをおはぐりいただきまして、4ページを御覧ください。4ページは、呉市の最終処分場でございます。立地環境が傾斜が緩やかな山間部に設置をされておられます。周辺は航空写真のとおり開発も進んでおりまして、学校や老人ホームもございます。施設の概要が、埋立ての容量が27万立米、浸出水処理施設は、水の処理をした後は公共下水道への放流でございます。施設の特徴といたしましては、クローズド型の最終処分場で、外観は下の写真のとおりであります。事業の運営方式はDBO方式を採用されておられます。その他の特徴といたしましては、右下の写真になりますが、敷地内にビオトープを設置されておられます。

続きまして、5ページを御覧ください。広島中央環境衛生組合の賀茂環境センターでございます。これは最終処分場でございます。立地の環境といたしましては、河川の上流に位置をしております、旧処分場の整備時に用地の確保をされたと同っております。施設概要といたしましては、埋立ての容量でございますが、19万5,000立米でございます。これを4槽に分けて埋立てを行っておられます。状況につきましては、その下の施設の外観のほうを御覧ください。屋根が左側についておりますが、そのほかに3つ槽が開いておりまして、この屋根を順次移動しながら埋立てを行われるという、そういうような処分場でございます。したがって、施設の特徴といたしましては、屋根がございますのでクローズド型の処分場となっております。埋立てが終了した槽はアスファルトですとか真砂土でキャッピングをいたしまして、被覆の設備、屋根の方は次の槽へ移設をするということでございます。処理水につきましては河川放流でございます。施設の内部の状況はコンクリートピットです。埋立ての槽の様子につきましては下の写真のとおりであります。

最後6ページになります。同じく広島中央環境衛生組合の広島中央エコパーク、ごみの焼却施設でございます。立地環境は、旧施設の向かいの山を大規模に開発されまして平地を確保しておられます。航空写真の左下のほうが旧施設となっております。施設の概要でございます。処理能力は285トン。ガス化熔融のシャフト炉でございます、発電も行っております。また、汚泥の再生処理センター、市の処理施設になりますが、これも併せて整備をされておられます。下に施設の外観の写真をつけておりますが、施設の一番左側、少し高さが低いところがあります。こちらがし尿の処理をされるところであります。そのほかの特徴といたしましては、施設の玄関を入ったところにロビーを作っておられまして、周辺の方が自由に御利用できる、そういうような所が整備をされております。

今後も先進地等の視察をさせていただきまして、積極的に情報収集に努めてまいりたいと考えております。報告は以上です。

○三上事務局長 委員長、すみません。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 すみません、ちょっと一点修正をお願いいたします。ちょっと説明が違っておる箇所がございましたので。ページのほうがですね、恐れ入ります、2ページでございます。2番目に説明をさせていただきました京都府にございます城南衛生管理組合のクリーンパーク折居の説明がございましたが、ここの施設写真のところ、施設の特徴で、煙突の上部

が膜構造を採用しているというお話をさせていただきましたが、この膜がですね、光触媒によりまして排ガスの処理というふうに説明をいたしましたけども、排ガス自体は処理を行っておりませんでして。要は煙突の膜の部分に光触媒の、まあ要は壁面をきれいにするという効果があるということですので、排ガスの処理ではございません。煙突自体にそういう光触媒でのクリーンにする機能があるということですので一点修正をお願いできればと思います。以上です。

○**中田委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆さんから御質問等ありましたらお願いします。ございませんか。

○**森岡委員** 委員長。

○**中田委員長** 森岡委員。

○**森岡委員** 6番の、6ページですね、広島中央環境衛生組合のごみ処理施設の施設の特徴というところにですね、「スラグは全量、SPCにおいて有効利用」とありますが、特別目的会社を設立されているということは、この受託方式っていうのですか、例えばこれコンソーシアムか何かで指定をしてSPCを立ち上げさせているというふうな認識でよろしいんですか。ちょっとその辺の、どういう形でこれを管理下にされているのか教えていただけますか。

○**中田委員長** 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○**加藤ごみ処理施設整備課長補佐** この6番目の広島中央環境衛生組合の施設でございますけれども、新日鉄環境エンジニアリングというところが受託しておりまして、ここがDBO方式で計画されたものでございます。ですので、その維持管理につきましても、この会社がSPCという特別目的会社を作りまして処理をしているという形になっております。

○**中田委員長** よろしいですか。

○**森岡委員** ええと。

○**中田委員長** 森岡委員。

○**森岡委員** それは入札する際に、例えば共同事業グループ化というような形で入札をさせたということよろしいんですね。

○**中田委員長** 加藤ごみ処理施設整備課長補佐。

○**加藤ごみ処理施設整備課長補佐** 入札の時は、新日鉄のほうが入札に参加されまして、ここがDBOという方式の中でSPCという会社を作られて維持管理をしているという形になります。

(「一括発注でしょ。」と声あり)

○**加藤ごみ処理施設整備課長補佐** 一括発注です。一括の発注です。

○**中田委員長** 一括でしょ。伊澤副管理者。

○**伊澤副管理者** 今日、この説明にDBOの記載が抜けておりますので、いわゆる設計施工ビルドですね。オペレーションを一括発注するというやり方ですので。

(「維持管理も全て含めての一括で。」と声あり)

○**伊澤副管理者** そうです。完成後15年とか20年の期間ですね、維持管理もセットで発注します。そういう方式です。ですから、大体今はプロポーザルで、最後のオペレーション

もセットで提案してくださいということで、こういうSPCを作ってあとは管理しますということが最初の段階でセットです。

○森岡委員 最初の段階でね。

○伊澤副管理者 そういうことです。

○森岡委員 はい、分かりました。

○中田委員長 よろしいですか。はい、景山委員。

○景山委員 いろんな類似施設の発表をさせていただいたんですけれども、この間ちょっと全然違うところのですね、ごみの焼却施設というか処理施設、周辺をぐるっと巡るようなスキークール場を作って、たくさんのお客さんが来ておられる、なんていうようなところの事例が紹介されたことがありました。国内のこういった施設で、何か人がたくさん集うような、楽しむような、そういった例というのは多分たくさん調査されたんでしょうけども、実際に行く以上に。何か、「うわっ」というようなものってなかったんでしょうか。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 全ての事例を、我々網羅的に把握しているわけではありません。比較的最近、特に技術が日進月歩で変わっているところがありますので、あんまり古い施設を見ても参考にならないだろうということで、比較的最近整備されたものというのを中心に情報収集しております。基本構想をつくったときにも御報告しましたが、例えば武蔵野市、今回の議会報告には間に合っていないのですが、先般、私も視察に行きましたけど、武蔵野市なんかは市役所の隣がクリーンセンターでありまして、ここに可燃や不燃の一体処理の施設があります。最終処分は、これは23区以外の東京都内の市や町で共同処理しておられまして、日の出町というところに持って行ってエコセメントを作っておられますけど、それ以外のごみ処理を基本的に可燃と不燃の一体処理施設を、市役所の隣に運動公園があつて、その運動公園の一角にクリーンセンターを持っておられる。本当に道一本隔てて隣が、市役所の道向いがクリーンセンター。こういったような施設もあつて、これ、以前にも伊木管理者からもお話ししたかもしれませんが、やはり従来の、いわゆる俗に言われる迷惑施設というものと随分イメージが違うものとして、都市部においては位置づけられている。もちろん武蔵野なんかは全域が市街化区域、市街地ですので、どこに造っても市街地だということ、そういう特性もあつたんでしょうけど。あるいは、今回お示ししました、例えば3ページ目の今治市のクリーンセンターあたりも、周りも随分、公園のすぐ横に池があつて公園になっていますけど、結構地元では有名な池なんだそうでして、最初から公園に整備されていました。季節によってはかなりの人出がある公園だというふうに聞いています。そして見ていただくと、すぐその何て言いましょうか、変則五角形みたいなものの右斜め上に規則的に建物が建っていますけど、これは公営住宅でして、本当に近接しています。したがって、人がちょっと離れた所に造るというものでない形が既に実施されています。今回、我々も一定程度のやっぱり緩衝地帯が必要だろうということで、比較的集落等から少し離れた所を選んでいきますけど、今言ったとおり、いわゆる人が集う場所であっても、環境影響等がなく、そして安全安心に運営されているプラントは随分増えてきているなど、こういう印象を持っていますし、それから



もう一つ手前のこの城南衛生組合、2ページの。これはまさに府の運動公園の中にあります。御案内のとおり陸上競技場とか、それから斜め下はプールなんかもありますし、体育館もあります。左横は体育館です。こういった運動公園、つまりスポーツ施設と併設するというような形である意味、環境や人の活動、にぎわい等と両立している。こんな施設が非常にたくさん出来てきているということは御報告しておきたいと思います。以上です。

○**景山委員** 委員長。

○**中田委員長** 景山委員。

○**景山委員** ありがとうございます。次の議題と言いますか、協議事案にも提案という格好で、多分これは技術的なところが中心なんだろうなと思いますけれども、利用・活用、来てもらってよかったなというような施設になればいいなというふうに思いますので、そこら辺よろしくをお願いします。

○**中田委員長** ほかにございませんか。

○**奥岩委員** 委員長。

○**中田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 今ちょうど副管理者さんのほうから武蔵野クリーンセンターのお話がありましたので、我々もですね、ほかの皆さんも議会のほうでいろいろ視察は行かれていると思うんですけど、せっかくですので共有させていただきたいと思います。先般、ちょうど我々も武蔵野のほうに視察に行かせていただきまして、今、御報告がありまして、本当に今までの処理施設のイメージを一変するような施設でございました。担当者さんからお話を伺わせていただきますと、常時、平日の時間は見学施設をオープンにしているので、市民の皆さんが憩いの場として使われることがあるそうでして、特に夏の場合は、あの辺りは歩く方が多いので、避暑といえますか、暑さを避けて中に休憩に来られる親子連れの方がいらっしゃるっていうようなお話も伺っておりまして、ちょうど視察に行かせていただいた時も施設内にある広場のところで散歩をされている方とかもいらっしゃったりですとか、本当に市民の地域の憩いの場として出来上がっているなっていうのがよく分かりました。また、建物自体も、言葉が適切か分かりませんが、すごく今風でおしゃれで、人が集まりたくなるようなデザインになっておりましたので、そういったところも非常に勉強になりましたし、当組合においてはいろいろ予算面ですとか場所の選定等もあると思いますので、一概に全てが真似できるとは思いませんが、そういったところも勉強しておるということでしたので、いろいろと、先ほど課長さんのほうから御報告もありましたとおり先進事例を勉強していただきまして、今後長く使っていく施設になるとと思いますので、引き続き勉強していただきたいなと思います。先ほど景山委員のほうからもお話がありました、周りの近隣のものと何か協働したりとか、ほかの施設と一緒にできるようなところもというような話もありましたので、そういったところも引き続き研究していただければと思いますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

○**中田委員長** ほかにございませんか。ないようですので、次に進ませていただきます。

(3) 未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口の提案状況についてを議題といたします。

当局から説明をお願いします。生田ごみ処理施設整備課長。

**○生田ごみ処理施設整備課長** それでは、未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口の状況につきまして御報告をさせていただきます。資料は、資料の3を御覧ください。

まず1番の提案と問合わせの状況でございますが、これは令和4年10月7日現在で取りまとめた数字でございます。(1)番の提案件数でございますが、これは9件でございます。既に提案のシートを提出いただいておりますのが7件、今後予定をしておりますのが2件でございます。そのほかに、問合わせ、事前協議の件数といたしまして17件の件数がございます。

2番の提案状況でございますが、こちらにつきましては、まず①番、A社でございますが、こちらからは乾式メタン設備の提案をいただいております。続きまして、B社につきましては、最大の再生可能エネルギーを創出する公民連携の提案としまして複数の御提案をいただいている状況でございます。それからC社につきましては、加水分解システムの提案ということでございまして、有機物を少し大きなタンクのようなものに入れまして、230度に加熱して23気圧の気圧をかけることにより分解をするという提案でございます。それからD社でございます。これがプラントメーカーさんでございまして、シャフト炉式のガス化溶融炉の御提案をいただいております。また、事業方式といたしましてはBTO方式、DBOではなくてBTO方式の提案をいただいております。それからE社につきましては、古紙類の直接受入れ・処理の提案をいただいております。おはぐりいただきまして、F社につきましては、焼却飛灰のリサイクルでございます。焼却飛灰の洗浄や脱塩の処理によりましてセメントの資源化をするという御提案の内容でございます。G社につきましては、これも複数の御提案をいただいておりますメタン発酵処理施設の導入、焼却灰のリサイクル・土木資材化、そしてクロズド・無放流型処分場の採用などがございます。⑧番、⑨番につきましては明日以降御提案をいただく予定としております。

大きな3番の、問合わせの状況でございます。こちらにつきましては、件数がかなりありますので詳細には御紹介いたしません、プラントメーカーですとかコンサルタント、そして地元企業の皆様から様々なお話をいただいているという状況でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

**○中田委員長** 当局からの説明がございましたが、皆様から質問等ありましたらよろしくお願いします。森岡委員。

**○森岡委員** すごく興味深い提案の内容だなというふうに思います。ただ、今の段階でこういうのを我々に見せていいのかなあというところもあるんですが、一つね、例えば今まで頭の中にあっただのはDBOで、公設民営とかいうような考え方ですけど、実際にこのD社がBTOっていう方式を提案されているじゃないですか。BTOということは、我々にとってはすごく魅力的な提案ではないかなあという感覚は私自身は持っているんですが、管理組合さんのほうではどんな印象を受けておられるのか、今の段階の感覚でよろしいので。

**○中田委員長** 生田ごみ処理施設整備課長。

**○生田ごみ処理施設整備課長** 1ページ目、下のほうにありますD社からの御提案、BTO

方式の件について御質問いただきましたが、少し感覚の話は申し訳ございません、ちょっと公の場ですので感覚の御答弁は控えさせていただきますが、DBO方式とは違いまして、建設費が分割払いで平準化できるというところは一つ大きな特徴なんだろうと。広域行政は構成市町村の負担金を頂いての運営ということでもありますので、このあたりは少し課長会議の中ですね、ほかの件も含めてですけども、しっかりと議論をして次の施設のほうに考え方を採用するのかなのか、こういったところを俎上にのせていくべきものではないかというふうに考えております。以上です。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 単純に考えてですね、DBOだと施設費は高くつくだろうなと。BTOだと民間がやることですから、非常に安く御提案いただけるのかなという感覚は持っています。これはどっちがいいか悪いかっていうのは、今の段階ではなかなか判断しづらいと。全く施設規模が決まっていないわけですからだと思いますが、やはりこうやって民間の方々がBTOというやり方を提案されたことは非常に興味深い提案だなというふうな、私はそういう印象を持っております。それは答弁は要りませんので。はい。

○中田委員長 ほかにございませんか。

~~~~~

3 閉 会

○中田委員長 ないようですので、それではこれもちまして、ごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

(午後4時02分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長

中 田 利 幸